

3 新著作権法第二百一十一条の二の規定は、同条各号に掲げる商業用レコード(当該商業用レコードの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。))を含む。で、当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した日が施行日前であるもの(当該固定した日が昭和四十二年十二月三十一日以前であるものを含む。))については、適用しない。(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(関税率法の一部改正)

第十条 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(水産業協同組合法及び中小企業等協同組合法の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「第四十七条」の下に、「第四十八条、第四十九条」を加え、「から第六十八条まで」を「第六十七条、第六十八条第三項」に改める。

一 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) 第九十五条の四

二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号) 第九十八条

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第十二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次の一号を加える。

五 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号) 第八条の七(環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税)に規定する貨物(輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限る。)

第十四条第一項第四号中「昭和三十五年法律第三十六号」を削る。

第十五条の二中「ないもの」の下に「(第十三条第一項第五号に掲げるものを除く。)」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

(還付加算金の計算期間の特例)

第十七条の二 輸入された課税物品につき、関税暫定措置法第十二条の二(更正の請求の特例)の規定により行う関税法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求に基づく同法

第七条の十六第一項又は第三項(更正及び決定)の規定による更正により納付すべき関税の額が減少したことに伴い関税法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正

(同法第二十三条(更正の請求)の規定による更正の請求に基づくものを除く。))により納付すべき消費税(当該消費税に係る延滞税を含む。))の額が減少した場合において、当該減少した消費税

に係る過納金について同法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するに

きにおける同項第一号(イに係る部分に限る。))の規定の適用については、同号中「当該還付金又

は過納金に係る国税の納付があつた日(その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該

法定納期限)とあるのは、「関税法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求が

あつた日の翌日から起算して三月を経過する日」と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を

経過する日とのいずれか早い日」とする。

2 関税法第六条の二第一項第二号(税額の確定の方式)に規定する賦課課税方式が適用される課

税物品につき、関税暫定措置法第十二条の三第一項(賦課決定の請求)の請求に基づく関税法第

八条第三項(賦課決定)の規定による決定により納付すべき関税の額が減少したことにより国税

通則法第三十二条第二項(賦課決定)の規定による決定により納付すべき消費税(当該消費税に

係る延滞税を含む。))の額が減少した場合において、当該減少した消費税に係る過納金について同

法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算するときに

限る。))の規定の適用については、同号中「当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日(そ

の日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限)とあるのは、「関税暫定措置法

(昭和三十五年法律第三十六号) 第十二条の三第一項(賦課決定の請求)の規定による決定の請

求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日」と当該決定があつた日の翌日から起算して一

月を経過する日とのいずれか早い日」とする。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)

第十三条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に、「第二

条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第三条第二項中「から第四章まで」を「及び第四章」に改める。

第五条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第十二条第一項中「第三条から第五条まで及び第七条から第十二条まで」を「第四条から第六

条まで及び第八条から第十三条まで」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「同条第二項」を「同

条第三項」に改め、同条第二項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、以下「暫定措置

法」という。を削り、同条第四項及び法第十四条第一項を「法第十五条第一項」に改め、同条第

三項中「第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」を「第十四条中「第七条第三項又は第十

一条各号」に、「第六条第五項」を「又は第七条第三項」に改める。

第二十条の二第一項中「第十条第一号イ及びロ」を「第十条第一号ロ及びハ」に、「第二

条第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「加工原料乳生産者

補給金等暫定措置法(」の下に「昭和四十年法律第十二号」)を加え、「第十条第一号イ及びロ」を

「第十条第一号ロ及びハ」に改め、「生産者補給交付金」との下に「同法」)とあるのは「補助

金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(」と)を加える。

第二十条の三(同号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。))を削る。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十四条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正

する。

第十三条第一項中「畜産物の価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号。以下「法

」という。))第二条第三項に規定する食肉」を「食用に供される家畜の肉」に改め、同項第二号中「ほ

ほ肉」を「頬肉」に改める。

第十四条第一項中「法第二条第三項に規定する指定食肉(以下「指定食肉」という。))について」

を削り、「第十条第一号」を「第十条第一号イ」に改め、同条第二項中「指定食肉について」を削

り、「第十条第一号」を「第十条第一号イ」に改める。

第十五条を削り、第五章中第十五条の二を第十五条とする。

第十八条中「第十七条第一項」を「前条第一項」に改める。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第十五条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め

る。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第十六条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十五条第二項第一号中「第六十九条の二第一項若しくは第二項又は」を「第二十三条の十六第

五項の規定による政令で定める検査及び質問又は同法第六十九条の二第一項若しくは第二項若しく

は」に改める。